

公社所有の宅地分譲地の紹介者報奨金支給制度について

紹介者報奨金支給制度は、宇佐市土地開発公社所有の宅地の購入希望者をご紹介いただき、土地をご購入された場合、紹介者報奨金を支給する制度を行っています。是非ご利用下さい。

【紹介者の条件】

宅地建物取引業法第3条第1項の規定する免許を有する宅地建物取引業者。

【紹介者報奨金】

土地価格の3パーセント(千円未満の端数切り捨て)+消費税相当額

【支給までの流れ】

『分譲宅地購入申込書』の紹介欄に記入し、宅地建物取引業者免許証の写しを添付して、宇佐市土地開発公社に提出して下さい。

購入希望者が売買契約に至たり、売買契約額が全額納入された後、紹介者報奨金を支給します。

詳細につきましては、宇佐市土地開発公社までご確認下さい。